

京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金を申請される事業主の方へ

京丹後市商工振興課

京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金交付申請手続きについて

国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の交付を受けられた事業主の方に
対し、市独自の助成金を交付します。京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金の交付申請に
あたりまして、次の事項に留意して交付申請手続きを行っていただきますようお願いいた
します。

記

1. 申請時期

国の雇用調整助成金支給決定通知書等（下記の①）が手元に届いてから、京丹後市
中小企業緊急雇用調整助成金交付申請を行ってください。

「雇用調整助成金」と「緊急雇用安定助成金」の両方を受給された場合は、それ
ぞれで申請を行ってください。

※「雇用調整助成金」：雇用保険に加入している従業員が対象

「緊急雇用安定助成金」：雇用保険に加入していない従業員が対象

2. 助成額

「基準賃金額」から「国の助成金」を差し引いた額

※国の助成金と合わせて10,412円（令和2年4月1日現在）が上限

3. 申請書の提出

別紙の交付申請書兼請求書に住所、事業所名、交付申請額、振込先口座等を記入の
うえ次の関係資料（写し）を添えて郵送もしくは商工振興課又は市民局へ提出して
ください。

添付していただく関係資料（写し）は、下記の①、⑤を除いてハローワーク峰山に
支給申請した際の資料です。

①国の助成金支給決定通知書の写し

②国の助成金支給申請書の写し（ハローワーク峰山にお申し出てください）

③国の助成金助成額算定書の写し（ハローワーク峰山にお申し出てください）

④労使間の協定書（休業協定書）の写し

⑤市長が必要と認めるもの

※京丹後市外の事業所に勤務する従業員も含まれている場合に、京丹後市
内の事業所に勤務する従業員数及び休業日数が分かる資料）

郵送先 〒629-3101
京都市京丹後市網野町網野 385-1
京丹後市役所網野庁舎（ら・ぽーと）2階
京丹後市商工観光部商工振興課 宛て

3. 交付について

交付申請書兼請求書が提出されますと、申請内容、関係資料及び税務照会を確認したうえで、交付の可否を決定します。

4. お問い合わせ先

京丹後市商工観光部 商工振興課（電話：69-0440）

※国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」については、
ハローワーク峰山（電話：62-8609）へお問い合わせください。

<参考>対象労働者1人1日あたりの試算

基準賃金額	休業	国の助成金	市の助成金	助成金合計
6,000 円	～3/31	4,000 円 (2/3)	2,000 円	6,000 円
	4/1～6/30 (緊急対応期間)	4,800 円 (4/5)	1,200 円	6,000 円
	解雇なし	5,400 円(9/10)	600 円	6,000 円
15,000 円	～3/31	8,330 円 (上限)	2,082 円	10,412 円
	4/1～6/30 (緊急対応期間)	8,330 円 (上限)	2,082 円	10,412 円
	解雇なし	8,330 円 (上限)	2,082 円	10,412 円

※国の助成金の上限 8,330 円（令和2年4月1日現在）

※国と市の助成金をあわせて 10,412 円が上限（8,330 円×5/4）

（教育訓練加算金を含まない）

※教育訓練を実施した場合は、国の助成金に加算があります。

（中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円）